

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮原 秀夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び較正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永 規彦)
ホームページ	法人: http://www.nict.go.jp/index-J.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080829_6.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	
<項目別評価>						
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1)研究開発業務等	AA×5 A×8	AA×7 A×6	AA×5 A×8			
(2)電波関連業務	A×3	A×3	AA×2 A×1			
(3)(1)及び(2)に係る「成果の普及」に関する事項	A	A	A			
(4)共同利用施設整備業務	A	A	A			
(5)助成金交付業務	A	A	A			
(6)海外研究者招へい業務	A	A	A			
(7)通信・放送事業分野の情報提供等業務	AA	AA	AA			
(8)(1)～(7)に関するその他の事項	A	A	A			
(9)基盤技術研究促進業務	A	A	A			
(10)通信・放送事業分野の事業振興等業務	A	A	A			
(11)通信・放送承継業務	A	A	A			
(12)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及				AA	A	
(13)研究開発計画				AA×5 A×12	AA×4 A×10 B×3	
(14)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援				A	AA	
(15)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援				A	AA	
2. 業務運営の効率化						
(1)共通事項	A	AA	A			
(2)業務事項	B	A	A			
(3)組織体制の最適化				A	B	
(4)業務運営の効率化				A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算計画						
(2)収支計画						
(3)資金計画	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額						
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						
6. 剰余金の使途						
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A				
(1)施設及び設備に関する計画			A			
(2)人事に関する計画				A	A	
(3)積立金の処分に関する事項						
(4)その他研究機構の業務の運営に関し必要な						

1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。
2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
* H19年度:(H18年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分に上回る成果が得られたものと評価できる。
H18年度:中期目標・中期計画のうち当該年度における計画目標を総体的にみて期待されるレベルを上回って達成したと認められる。
H17年度:業務の実績は、総合的に見て、当該年度の目標を十分に達成したと評価できる。
H16年度:業務の実績は、中期計画に沿ってNICTとして初年度として策定された当該年度の計画目標を、総体的にみて期待されるレベルを上回るレベルで達成したものと認定する。
3. 法人は平成16年4月1日に(独)通信総合研究所と認可法人通信・放

事項						送機構との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
----	--	--	--	--	--	--

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(当該年度又は中期目標の期間における中期計画の達成度)

- (H18 年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	1(12)	<ul style="list-style-type: none"> • 世界的に研究開発の機運が高まっている新世代ネットワークの研究開発を重点的及び効果的に推進するため、新世代ネットワーク研究センター、新世代ワイヤレス研究センター、連携研究部門を中心に、機構内横断的な「新世代ネットワーク研究開発戦略本部」を創設した。当該本部の要員として、大学、企業の研究員を受入れ、より緊密な外部との連携が実施できる体制とした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 情報通信技術の進歩は速く、グローバルな競争も激しさを増している。このような環境のもと研究開発体制の改革、成果の発信・公開、標準化活動の強化、人材獲得・活用のための施策は、日本の経済的発展、社会の進歩にとって極めて重要である。
最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築	1(13)	<ul style="list-style-type: none"> • H16年より継続して最先端の光テストベッド(JGN2)を構築・運用。175件の研究プロジェクト、257件のイベント利用。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この4年間のJGN2で、618研究機関・1,820名の参加、利用実績が250あまりと多くの研究成果と国際的なコラボレーションを成し遂げた。日本のアクティビティを世界に発信するに十分な成果であり、世界の有数のテストベッドの一つに認められるように育った関係者の努力に敬意を表する。
新機能・極限技術に関する研究開発	1(13)	<ul style="list-style-type: none"> • 超伝導単一光子検出素子の試作及び通信波長帯における単一光子検出の実験に関しては、厚さ4nm極薄窒化ニオブ(NbN)超伝導薄膜を用いた単一光子検出素子を作成。また、1.55μm通信波長帯においてフィールド100km圏で量子鍵配送(QKD)実験を行い、単一光子検出素子としての有効性を実証。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • NICTの研究成果が、どれほどのインパクトを他の研究や社会に対し与えるのか明確にすべき。独立行政法人としてのミッションをより明確にしないと有効性を確認できない。研究成果そのものが、どのように活用されるのか道筋を明らかにして欲しい。
利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	1(15)	<ul style="list-style-type: none"> • 外部有識者からなる評価委員会を公募(3回)ごとに開催し、交付選定基準に基づく公正な採択を行った。応募状況(応募件数)及び採択結果(助成決定件数、助成額の合計額、助成対象事業名及び対象者名)についてウェブページにおいて情報公開するとともに、不採択案件申請者に対し明確な理由を通知。また、助成先の決定に当たっては、助成後の事業化率70%以上を目標として、事業性が見込まれる案件の採択に努めるとともに、助成金交付後も企業化報告を求め、アンケート調査を行うなど事業化状況の把握に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中期目標で設定した課題をよく達成している。 • 情報通信ベンチャー企業支援については、ベンチャーであるから当然 100%成功するとは限らないので、少数の人数で果敢な挑戦をしているベンチャーへの管理過剰にならないように、効率的な管理方法をさらに工夫して欲しい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の業務実績報告書によれば、自ら行う各研究開発課題については、外部評価委員会による評価を実施し、その結果を踏まえた内部評価を実施するという評価システムを運用することにより次年度の実行予算等の資源配分を決定したことが示されている。これに対し、貴委員会の評価結果においては、中期目標で示された評価結果の活用や不断の見直しとの関係について特段の言及を行っていない。中期目標で示された目標との関係をどのように考えているか明確でなければ、A評定とすることについての説明が十分であると言えない。今後の評価に当たっては、中期目標を十分に踏まえた評価を行うべきである。
- 評価項目「高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援」及び「利便性の高い情報通信サービスの浸透支援」について、平成18年度の評価結果においては両評価項目ともにA評定(中期目標を十分達成)とされており、19年度の評価結果においては、両評価項目ともにAA評定(中期目標を大幅に上回って達成)とされている。しかしながら、業務実績について大幅な進展があった状況は示されていない。例えば、助成金の交付については、事業終了後3年間以上経過した案件の通算の事業化率が、18年度は36%であったものが、19年度においても36%となっている。また、情報通信ベンチャー支援センターに係るアクセス件数も

3.4%増にとどまっている。したがって、18年度評価においてA評定であったものを19年度の評価において最上級の評定とする説明が十分になされているとは言い難い。今後の評価においては、最上級の評定を付すに当たって評価項目についていかに十分な成果を上げたかを説明すべきである。さらに、中期目標期間の初年度である18年度に目標を達成している状況を踏まえ、目標の妥当性についても検証を行うべきである。

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で106.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準の関する情報の公開(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、職員の勤務地が挙げられている。しかしながら、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:中川 良一)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	統計センター分科会(分科会長:堀部 政男)
ホームページ	法人: http://www.nstac.go.jp/index.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080829_6.html
中期目標期間	5年間(平成15年4月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとされているため、「-」と記載している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	A	AA	AA	AA	AA	
(2)効率的な人員の活用	AA	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化				A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組					A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×2 A×5 B×4	AA×3 A×6 B×1	AA×2 A×7	AA×3 A×6	AA×4 A×7	AA×3 A×10	
(2)受託製表	A×14	A×11 B×1	A×11 B×1	A×11	A×11 B×1	A×15 B×1	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	B	A	A	A	A	
(4)技術の研究	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他の業務運営							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 項目別評価を総合すると、平成19年度は、国勢調査を始めとする各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、要求された品質で製表結果等が期限までに提供されたことにより、国民に対する政府統計データの迅速かつ多角的な提供に大きく貢献したと認められる。
- また、製表業務に関する文書検索システムの導入、イントラネットの充実、家計調査の新たな製表システムの開発・移行、市販の汎用ソフト・ツールを活用したサマリーシステムの適用統計調査の拡大など ICT を活用した基盤整備が積極的に進められている。
- さらに、社会生活基本調査における符号格付事務への自動格付システムの導入、就業構造基本調査における一部事務の民間事業者への委託、並びに労働力調査における職員の専門性向上及び品質管理向上等に伴い、投入量が大幅に削減されるなど、製表を始めとする業務運営も効率的に行われていると認められる。
- 以上のことから、第1期中期目標期間の最終年度である平成19年度においては、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																
業務運営の高度化・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化により、年度計画の目標である常勤職員 11 人削減を実現(年度末常勤職員数は 890 人)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」を踏まえ、総人件費改革に取り組み、更なる業務の効率化により、目標どおり常勤職員 11 名削減し、国家公務員の純減目標に準じた人員削減の取組を計画的かつ着実に実施していることは高く評価できる。 など 																
社会生活基本調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 生活時間行動分類の符号格付事務への自動格付システムの導入、データチェック審査事務のPC化及び結果表審査事務の見直しにより各事務の効率化が図られ、対従来比 2,379 人日(42%)の減少。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度の研究成果である生活時間行動分類の符号格付事務への自動格付システムの導入、データチェック審査事務のPC化及び結果表審査事務の見直しにより各事務の効率化が図られ、業務全体の投入量は予定より大幅に減少しており、効率的な業務運営が行われていると認められる。 など 																
労働力調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の繁閑に即応した人員配置、職員の専門性の向上及び品質管理向上による研修の縮小により事務の効率化が図られ、対前年度比 831 人日(14%)の減少。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の繁閑に即応した人員配置、職員の専門性の向上などにより、事務の効率化が図られ、業務全体の投入量は、前年度に比べて大幅に減少しているとともに、経常調査全体の投入量について対前年度比約4%削減を実現し、経常調査の投入量を前年度以下とするという平成 19 年度年度計画の目標の達成に大きく寄与するなど、効率的な業務運営が行われている。 など 																
公害等調整委員会事務局委託業務(公害苦情業務)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公害苦情調査の実施状況 <table border="1" data-bbox="454 907 938 1108"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">提出状況</th> <th rowspan="2">満足度</th> </tr> <tr> <th>予定</th> <th>実績</th> <th>期限</th> <th>適合度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度調査</td> <td>19.10</td> <td>19.10.25</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	提出状況				満足度	予定	実績	期限	適合度	平成 18 年度調査	19.10	19.10.25	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 公害等調整委員会事務局から提示された製表基準書に基づき製表業務が行われ、同局から調査票データの提出の遅れがあったものの、定められた期限までに製表結果が提出されている。統計センターに委託した製表業務に対する同局の満足度についても、「満足できる」という状況である。 投入量が予定よりも減少(対従来比-28 人日(-9%))しており、効率的な業務運営が行われていると認められる。 など
区分	提出状況				満足度														
	予定	実績	期限	適合度															
平成 18 年度調査	19.10	19.10.25	○	○	○														

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:青木 健)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: http://www.heiwa.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080829_6.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H19:目標を概ね達成 H18:目標を十分達成 H17:目標を十分達成 H16:目標を十分達成 H15:目標を十分達成
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	AA	AA	AA	AA	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	AA×2 A×1	AA×2 A×1	AA×3	AA×2 A×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
(2)調査研究	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	AA×1 A×1	A×2	A×3	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×3 A×1	AA×2 A×2	AA×2 A×2	AA×3 A×1	A×2 B×2	A×2 B×2	
(4)書状等の贈呈事業	AA×2 A×1	AA×1 A×2	AA×2 A×1	A×3	A×1 B×1	A×2 B×1	
(5)特別記念事業等					A×1 B×2	A×1 B×2	
(6)その他の重点事項	A×2 B×3	A×3 B×2	A×4 B×1	A×4 B×1	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 関係者の労苦についてはその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、展示館の充実(リニューアルを実施)、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどを実施し成果を上げている。書状等贈呈事業については、受付は終了しているものの、未処理分の着実な処理を進めることが必要である。新規事業である特別記念事業については、事業当初には処理体制の不備もあったが、処理体制を充実したこと、更には、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に関するお知らせを発送できるよう準備を行うなど事業の改善を図ってきたことも評価できる。なお、本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、今後とも関係機関と緊密な連絡を図り、関係者への周知を図り、着実に実施されることを期待したい。
- このほか、ホームページの内容を充実させ情報発信に努め、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上させたり、組織をフラット化・スタッフ制にして業務量の増加の中でも効率的かつ弾力的に業務を運営したことは評価できる。
- なお、経費総額については、目標を上回る削減を行っているが、人件費については、目標を達成していないことから、今後一層の努力が必要である。
- 以上のことから、項目別評価を総合すると「目標を概ね達成した」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
資料の展示	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「事務所移転に伴い、集客効果の見込めるフロアに移す」という中期計画に基づき、平成19年9月～10月の2か月間で、平和祈念展示資料館を新宿住友ビル31階から48階のレストラン街へ移転させた。移転階がレストラン街ということもあり、これまでの資料館の天井の高さと比べ50cm低くなったことから、来館者が快適に見学できるよう圧迫感を排除するため天井を黒く塗り、照明器具を事務用蛍光灯からスポットライトに変えるなどを工夫。また、移転前より展示面積が小さくなったことから、ハンガーウォールの活用などにより壁面展示面積の確保を図るとともに展示ケース等をよりコンパクトなものに変更したことにより、平成19年11月のリニューアル後も展示容量(実物資料231点、グラフィック類199点)、「チャレンジ・クイズ」、「ジオラマ」、「特設展示コーナー」、「ビデオブース」、「体験コーナー」の展示装置等をそのまま移転。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平和祈念展示資料館資料館を集客効果の見込めるフロアに移し、リニューアルした資料館を来館者を考慮した施設としたこと、展示ボリューム、展示機能を損なうことなく資料館を移転させ、かつ、来館者ホスピタリティーの向上を図ったことは、特に評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
ホームページの充実	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 特別企画展や平和祈念フォーラムの開催案内などは、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともにホームページ上から催事への参加申し込みが出来るシステム及び特別記念事業の申請書をダウンロードできるシステムを活用するなどして、法人情報の正確かつ迅速な伝達及び利用者の利便性の向上に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 19年度は、ホームページの内容を充実させ情報発信に努めるとともに、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上したこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を大きく上回る約148万件超のアクセスがあったことから、目標45万件以上に対し「目標を大幅に上回った」と認められる。
関係資料館とのネットワーク化	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 19年度は関係資料館会議を開催していないが、各関係資料館のパンフレット等を法人の資料館に常備し、来館者の要望に応じてパンフレット等を渡している。また、各資料館に対して特別記念事業のポスターの掲出、請求書の設置を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度は、展示資料館が住友ビル31階から48階に移転したこと、法人の廃止に向けての資料等の整理等があり、関係資料館会議を開催していないが、今後法人が廃止されるまでの間に、関係資料館との更なる連携強化を図り、より一層協力体制の確立等を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。給与水準等公表によると、平成17年度の基準値196,690千円に対し19年度197,891千円(0.1%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「平成17年度に対して今期最終事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勧分を除く)」と給与水準公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始から経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平井 正夫)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資すること
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下この号及び第28条第1項第1号において「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下この号及び第16条第1項において「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:下和田 功)
ホームページ	法人: http://www.yuchokampo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080829_6_bt3.pdf
中期目標期間	4年6か月間(平成19年10月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。
<項目別評価>		2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1.業務運営の効率化		※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
(1)組織運営の効率化	AA	
(2)業務経費の削減	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	
(3)監督方針の策定、確認等	B	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	
(6)情報の公表等	A	
(7)預金者等への周知	A	
3.財務内容の改善に関する事項		
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	
(2)短期借入金の限度額	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	
4.その他業務運営に関する重要事項		
(1)施設及び整備に関する計画		
(2)適切な労働環境の確保	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	
(5)その他	C	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 業務の効率化については、柔軟な配置換えによって円滑な業務運営を図り、更に、人件費は予算の87%、物件費は85%に収まっており、超過勤務時間数も減少傾向にある。
- 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用については、運用計画を遵守し、ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付等を実施することにより、確実かつ安定的な運用に努めている。
- 提供するサービスの質の確保については、重点確認項目を盛り込んだ監督方針を定め、各項目について、随時の確認、定期的な確認、実地監査によって確認・分析・改善策の指摘等を行った。一方で、「現金過不足」や「役職員による犯罪」をはじめ、「顧客情報の漏洩」「顧客からの苦情・申告」などの基本的監督項目に関する具体的な数値が記載されていないため、その件数、内容、解決困難な例、再発防止策、教訓、など、今後の業務の質を高める糧となる情報が「実績」には盛り込まれておらず明確にすべきと思われる。
- 業務の実施状況の継続的な分析については、民営化後の2ヶ月目、6ヶ月目の2回の利用者ウェブ調査を行い提供サービスへの意見を調査している。その結果を機構内での研修に生かす他、直截的服務提供者である委託先、再委託先へも伝えており目標を達成したと言える。
- 財務内容については、最小限の業務費用で、効率的に業務運営されており、また、継承されている債権・債務を民営化会社との間での適切な契約において有効に委託管理をしている。

- その他、組織編成及び人員配置の実情に即した見直し、評価者等との対話に基づき評価を行う人事評価規定の制定等を行い、また、年度末の常勤職員数についても 40 人以内となっており、労務課題に対しては、関係規程の整備、マニュアルの配布、相談員・窓口の設置等、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備している。
- 以上のことから、項目別評価を総合すると「目標を十分に達成」したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 19 年 10 月の新設時に総務部、貯金部、保険部の3部体制で業務を開始し、平成 19 年 12 月に、業務の処理状況に応じて調整を行うため、総務部と保険部との間で1名の配置換えを行い、保険部における業務の円滑を図った。 • 平成 20 年3月には、総務部職員1名を内部監査担当に充てるなど機動的な人員配置を行った。また、差押関係事務等の想定外の業務等への対応のため、派遣職員等を活用し、柔軟かつ機動的な人員配置を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 比較的少人数で業務に従事しており、効率的な組織運営は不可欠である。この中で、平成 19 年 10 月に業務を開始したばかりではあるが、さっそく柔軟な配置換えによって円滑な業務運営を図ったことは評価される。また、管理機構として管理監督機能が重視される状況にあって、内部監査担当に1名充当したこと、また想定外業務への対応に派遣職員を機動的に活用したことも適切である。
照会等に対する迅速かつ的確な対応	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対応するため、電話対応の基本等を盛り込んだお客様応答マニュアルを定めたほか、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務における実際の応対事例を分類した「お客様応対事例集」を作成し、お客様からのご意見・照会等の際に活用し、迅速かつ的確に対応した。 • 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、委託先及び再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、確認・指導等を行うことにより、委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に対して、迅速かつ的確に対応することを求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に関する応答マニュアルの作成は、迅速・適正な対応へ向けた適正な措置と思われる。ただ、重大な苦情など、照会等に伴う苦情・申告数がどれほど寄せられているか不明確である。また、その内容も紹介されておらず、せつかく策定された応答マニュアルがどのような役割を發揮しているのかわからない。従って苦情・申告内容が「改善された」とされても、どう改善したのか、不透明なままでは、達成目標に達したのか判断はできかねる。今後は、件数、内容、改善措置、再発防止策など、具体的事実に基づく実施結果としてまとめて欲しい。
その他(環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進)	4(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 19 年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を 100%とする「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構のホームページにおいて公表した。調達に当たり、納入業者、契約業者に環境物品の仕様を提示し、仕様を満たす製品が販売されていない等のため入手できないものを除き環境に配慮した物品等を調達し、調達点数ベースで 99%、調達対象品目ベース 61 品目中 50 品目 82%で調達を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境に配慮したグリーン調達やリユース・リサイクルの推進は今後も重要な取り組みとなる。調達目標を 100%とする「方針」を掲げ、それを機構内のホームページで公開したのは評価できる。しかし、調達できなかった物品の、未調達の理由を見ると、納入業者や契約業者が「仕様を満たす製品を販売していなかったため」としており、機構内に蔓延する受身の調達感覚が垣間見える。これでは、グリーン調達の帰趨は取扱業者次第となり、であるなら今後も 100%達成は難しい。全調達点数ベースで 98.5%の達成となっているが、初年度であることから敢えて厳しい評価とした。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人は、平成 19 年 10 月に設立された新しい法人であるが、半年間で多額(郵便貯金勘定約 12.1 億円、簡易生命保険勘定約 90.3 億円)の利益剰余金が発生しており、貴委員会の審議によりその発生原因の大宗は、本法人が時効取得した貯金や保険金であることが明らかになっている。今後の評価に当たっては、本法人の利益剰余金に係る発生原因の特殊性を踏まえ、業務運営の適切性や当該剰余金のうち時効で取得した資金についての今後の管理の在り方についても、検証を促すような評価を行うべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 115.9(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の勤務地が挙げられている。しかしながら、評価結果において、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。また、本法人については、地域を勘案した国家公務員指数は 102.2 となっており職員の勤務地のみで給与水準の高さが説明できないにもかかわらず、他の理由について法人から明確な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-1)-ア-ア(7)、(イ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。